

# 必要書類一覧 兼 チェックシート

所属(系・コース・プログラム)	学籍番号	氏名

申し込む奨学金の区分にチェックをしてください。

第一種奨学金  第一種奨学金(授業料後払い制度)  第二種奨学金  入学時特別増額貸与奨学金

※第一種奨学金(授業料後払い制度)は令和7年度以降の入学学生が在学採用(春)でのみ申込可能

※入学時特別増額貸与奨学金は1年次の在学採用(春)のみ申込可能

## 1. 日本学生支援機構へ直接提出する書類

- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」及び郵送用の専用封筒は、大学への書類提出時に交付します。
- ・スカラネット入力後、1週間以内に、専用封筒に入れて簡易書留で郵送してください。

## 2. 大学への提出書類

番号	書類名	確認事項	該当に○ 非該当に× (本人記入)	不備等 (大学記入)
1	スカラネット入力下書き用紙のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記入後、全ページA4サイズで(縮小せずに)両面コピーすること。</li> <li>●提出後に内容を修正した場合は、必ず該当部分のコピーを再提出すること。</li> <li>●住所記載欄すべてに記載している</li> </ul>		

※以下、該当者のみ

番号	書類名	確認事項	該当に○ 非該当に× (本人記入)	不備等 (大学記入)
▶令和8年度入学学生(在学採用(春)のみ)				
2	出身大学の「成績証明書」(厳封)			
▶第一種奨学金希望者が成績基準2を満たさない場合				
3	教員採用試験の合格通知書の写し			
▶申込者本人が日本国籍以外の場合				
4	在留資格・在留期間(※)が明記されている証明書(いずれか1点) ※「法定特別永住者」及び「永住者」の方については、在留期間が記載された書類の提出は必要無い。 在留カードのコピー、特別永住者証明書のコピー、住民票の写し(原本) ※在留資格等が「家族滞在」の場合、上記証明書に加えて「出入国記録の写し」(原本)			
▶申込者本人又は配偶者が、マイナンバー関係書類を提出できない場合				
5-1	マイナンバーに代わる提出書類	日本学生支援機構HP掲載様式		
5-2	課税(非課税)証明書	申込時点で最新年度のものを提出。 自治体により書類の名称は異なる。		
5-3	生活保護受給証明書	生活保護受給中の生計維持者(本人又は配偶者)のみ		

入学時特別増額貸与奨学金の希望者は、下記にチェックしてください。

※ 入学時特別増額貸与奨学金は、家計基準における貸与額算定基準額が0円となる学生、又は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、利用不可となった世帯の学生のみ貸与可能。

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申し込み状況について

- 申し込みしていない(貸与額算定基準額が0円)
- 申し込みした(→下のいずれかにチェックしてください)
  - 申込要件を満たさず、申し込めなかった → 入学時特別増額貸与奨学金利用可
  - 「国の教育ローン」利用不可 → 入学時特別増額貸与奨学金利用可
  - 「国の教育ローン」利用可 → 入学時特別増額貸与奨学金利用不可